

公 共 事 業 再 評 価 調 書

令和 2 年 4 月 13 日 現在

1. 事業概要及び事業の必要性

事業名	洋上風力発電に係る基地港湾整備						
事業箇所	北九州市若松区響町二丁目						
事業化年度	平成 30 年度			前回評価年度	平成 30 年度		
全体事業費	前回評価時	2,716 百万円		今回	3,795 百万円 うち市整備分 1,585 百万円 国直轄負担金 2,210 百万円		
補助区分	前回評価時	—		今回	—		
関係事業 (他団体含む)	前回評価時	—		今回	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンエネルギーポートひびき事業 ・国直轄事業負担金（響灘東地区・洋上風力） 		
事業期間	前回評価時	平成 30 年度～ 令和 3 年度		今回	平成 30 年度～ 令和 5 年度		
費用便益比 (B / C)	前回評価時	便益(B)	41.2	費用(C)	24.8	B / C	1.7
	現時点	便益(B)	130.0	費用(C)	57.4	B / C	2.3
事業担当課	港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化推進課（連絡先：582 -2994）						
事業を必要とする地域の課題・事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市では、平成 22 年度から「グリーンエネルギーポートひびき」事業に取り組んでいる。この事業は、響灘地区が有するポテンシャルを活かし、風力発電産業を主たるターゲットとして、あらゆる機能を集積させた「風力発電関連産業の総合拠点」の形成を目指すものである。 ・約 2 万点の部品数を取り扱う風力発電関連産業は、裾野が広い産業と言われている。本市が、響灘地区を中心に関連産業の集積を進めることで、新たに幅広く仕事生まれるなど、市内経済に大きく寄与できると見込んでいる。 ・現在、この取り組みの一環として、響灘洋上ウインドファームの設置・運営事業者として選定された「ひびきウインドエナジー社」が、令和 4 年度からの工事着工に向け計画を進めているところである。 ・洋上風力発電の建設に必要な基地港湾は、重厚長大な風車部材の荷役や保管、タワーの事前組立、特殊作業船への積出作業などの一連の作業を行うために必須となる港湾施設である。 ・本市は、この基地港湾を「風力発電関連産業の総合拠点」の核とし、響灘洋上ウインドファームのみならず、国内他地域の洋上ウインドファームも取り込むことで、関連産業の集積、ひいては本市経済の活性化を図っていく。 						

【基地港湾概要】

- ・基地港湾については、
 - ①重量400tを超えるナセルや長さ80mを超えるブレード等の風車部材を荷役し、保管できる機能
 - ②高さ約100m、重量600t以上のタワー（柱）を垂直に組み立てることが出来る耐荷重機能
 - ③事前組立を行ったタワー等の部材を特殊作業船へ積出しできる機能
 といった機能が必要になる。

【整備主体】 北九州市及び国（国土交通省）

【整備期間】 平成30年度～令和5年度

【整備場所】 北九州市若松区響町二丁目

【整備内容】

①整備面積

- ・基地港湾：67,270㎡（国整備範囲：18,000㎡、市整備範囲：49,270㎡）

②市整備範囲

◆保管ヤード整備（風車部材の保管）

- ・地耐力（10t/㎡（ナセル）、5t/㎡（ナセル以外））の確保のための地盤改良

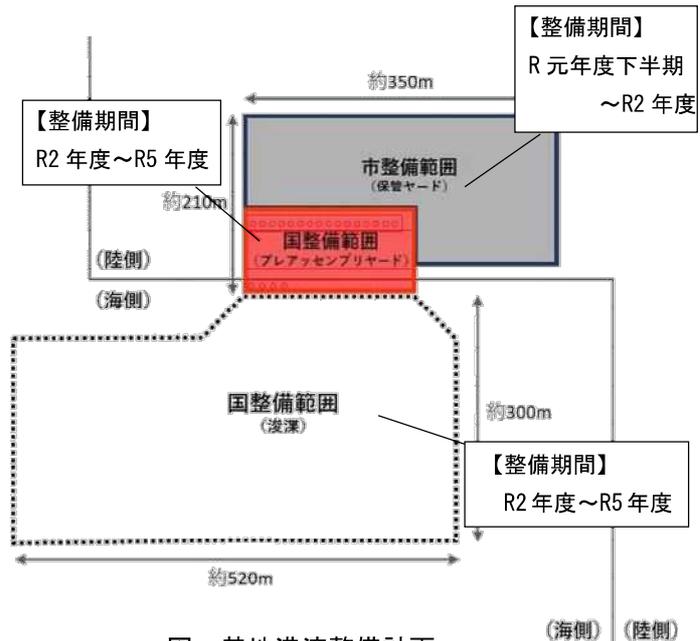
③国整備範囲

◆プレアッセンブリヤード整備（風車部材の搬入・搬出作業、事前組立作業）

- ・平成30年度の公共事業評価時、基地港湾の整備計画は、5MW級風車の部材を対象に、必要となる地耐力やヤードの必要面積など検討の上、設計を進めてきた。
- ・しかしながら、世界的に洋上風車の大型化が進み、現在、その主流は8～10MWクラスへ移行しつつある。
- ・そこで、本市の基地港湾も大型風車に対応できるよう、国や発電事業者等との協議を進め、設計の見直しを実施した。
- ・タワー径の拡大、タワー重量の増加に伴う対応可能なクレーンの能力及び作業性などを検討し必要面積を18,000㎡とした。地耐圧は25t/㎡である。

◆浚渫工事

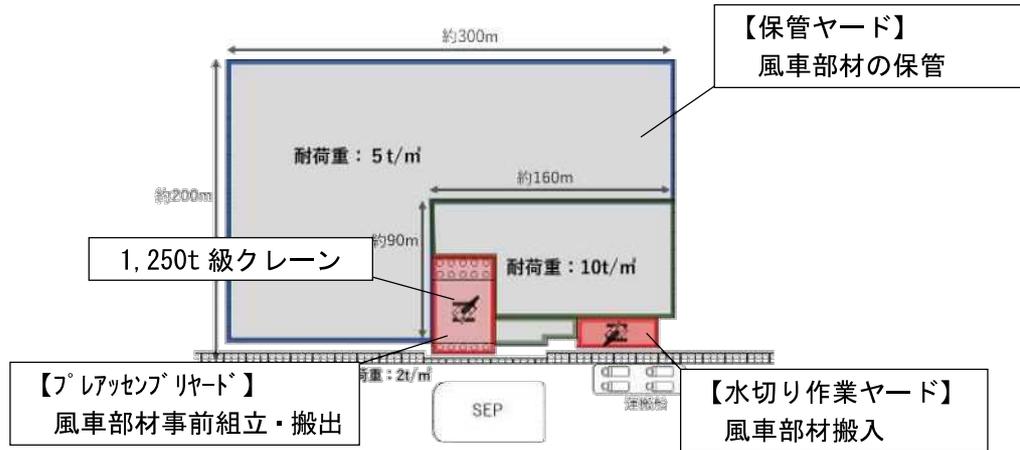
- ・大型風車の部材を運搬する船舶も大型化することになる。
- ・当初の計画では、5,000DWT以下の船舶で風車部材が輸送されることを想定しており既存岸壁の水深7.5mで対応可能であった。
- ・しかし、今後は、10,000DWT級以上の船舶が主流となると考えられており、既存岸壁の水深7.5mでは入港ができないため、対応可能となる水深9m（岸壁は水深10m）を確保する浚渫工事が必要となる。



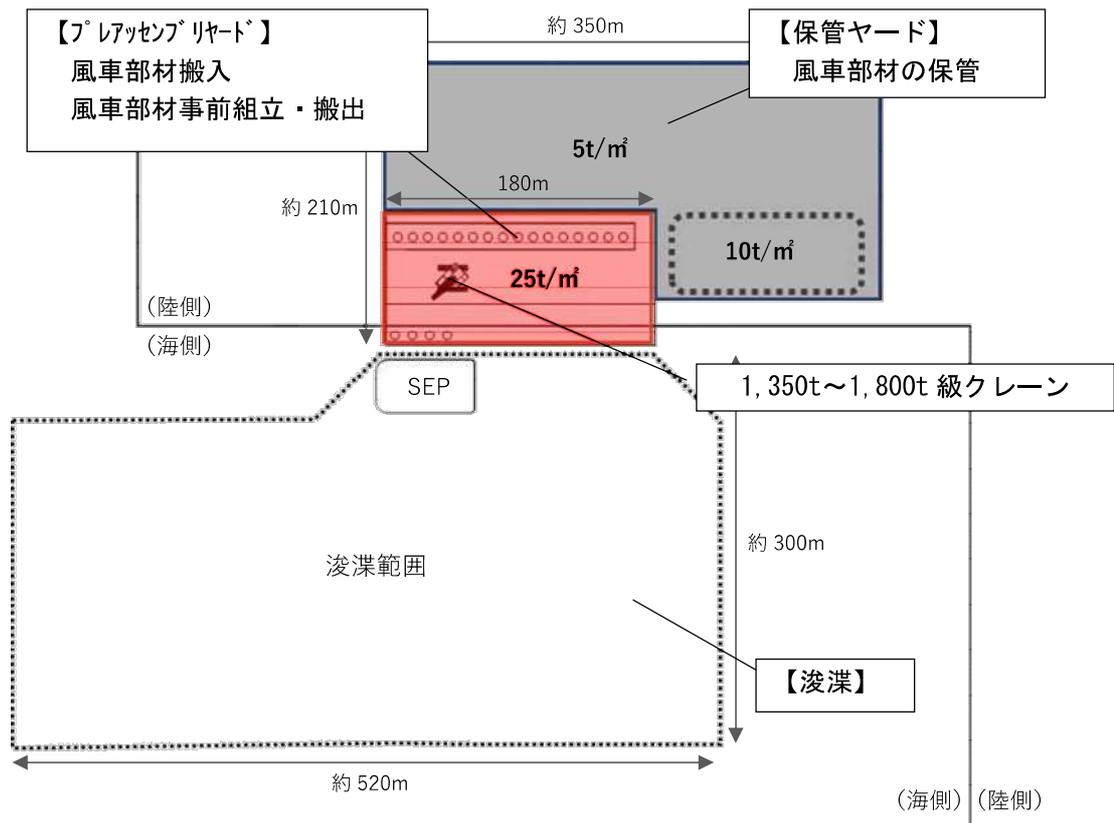
(前回評価時からの変更点及びその理由)

- ・ 基地港湾の一部を国が直轄整備する方針が示された。
- ・ 急速に大型化が進む洋上風力市場を踏まえると、基地港湾のスペックの増強および整備費用の拡大が不可避となった。

【基地港湾・当初計画】



【基地港湾・変更計画】



【変更の経緯等】

本市は、風力発電関連産業の総合拠点化を目指し、平成 22 年度より「グリーンエネルギーポートひびき事業」を国に先駆け、我が国のトップランナーとして段階的に推進してきた。

このような状況の中、総合拠点化の核インフラとなる基地港湾の整備についても、(国に支援制度が創設されていなかったことから)市単独費用での整備を前提として、平成 30 年度に公共事業評価を実施したところである。

一方、国においては、一般海域における洋上風力発電の導入促進を図るため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」が創設され(平成 30 年 11 月)、同時に、直轄事業により基地港湾の一部(岸壁・エプロン)を整備する方針を示し、港湾法の改正により国が基地港湾を指定し再エネ海域利用法の選定事業者等(港湾区域内の発電事業者も対象)に長期に貸し付ける制度が創設された。

本市としても、急速に大型化が進む洋上風力市場を踏まえると、基地港湾のスペックの増強および整備費用の拡大が不可避となること。加えて、「国が指定する基地港湾」というオーソライズによるメリットの享受を目的とし、国に支援を要望し続けてきた。

その結果、国の令和 2 年度予算として、北九州港を大型風車に対応した西日本地域の基地港湾として整備することが決定した。

【主な変更箇所】

①国直轄事業による基地港湾の一部(岸壁・エプロン)整備

- 平成 28 年 7 月の改正港湾法により、洋上風力発電施設等の大規模施設を港湾区域内に設置する場合の占用許可制度が創設されたが、一般海域^{※1}においては、統一的なルール等の枠組みが存在せず、我が国における洋上風力発電の導入促進には障壁となっていた。
- このため、国は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」を平成 30 年 11 月に成立させ、同法は平成 31 年 4 月に施行されることとなった。
- 再エネ海域利用法の施行に基づき、国内における洋上風力発電の導入の加速化が見込まれる中、設置及び維持管理に利用される基地港湾においては、重厚長大な風車部材の取扱いが可能な埠頭が必要となり、また、洋上ウインドファームを計画する複数の発電事業者間の利用調整が求められることになる。
- これらに対処するため、国が直轄事業により基地港湾の一部を整備する方針が示され、同時に港湾法の改正により、国が基地港湾を指定し、再エネ海域利用法の選定事業者等(港湾区域内の発電事業者も対象)に、長期に貸し付ける制度の創設がなされた(令和元年 11 月成立)。国による基地港湾の指定は、本市の北九州港のほか、秋田県の秋田港・能代港、茨城県の鹿島港の 4 港となる見込みである。
- 国による基地港湾の指定は、本市にとって「長期間にわたり基地港湾が安定的に利用されること」に加え「整備費用の回収面」においても大きなメリットがある。
- したがって、基地港湾の一部(岸壁・エプロン)は、国が直轄事業により整備し、市は保管ヤード整備するとともに、国の整備費のうち 45%の負担金を支出する。
- なお、市が整備する保管ヤードについては、国が整備する岸壁・エプロンと一体として発電事業者等に貸付けられることになる。

※1) 一般海域：領海及び内水のうち、漁港の区域、港湾区域等を除く海域

※2) 国が整備する範囲は、岸壁のエプロン幅員は 100m 以内の範囲、エプロン延長は荷役形態を考慮の上、必要最小限の範囲とされている。

②大型風車への対応に伴う基地港湾の計画変更（国直轄事業範囲）

- ・基地港湾の整備計画は、当初、5MW 級風車の部材を対象に、必要となる地耐力やヤードの必要面積など検討の上、設計を進めてきた。
- ・しかしながら、世界的に急激な洋上風車の大型化が進み、現在、その主流は 8～10MW クラスにまで至っている。
- ・そのような状況を踏まえ、本市の基地港湾も風車の大型化に対応できるよう計画見直しが行われた。
- ・なお、本市港湾区域内に設置する響灘洋上 WF についても、事業者が MHI Vestas 社の 9.5MW 級風車の採用を令和元年 10 月に公表したところである。

【主な計画変更点】

(ア) プレアッセンブリヤードの面積拡大

本市基地港湾の活用が想定される洋上 WF の規模や位置等からプレアッセンブリするタワーの本数（16 本）を想定し、タワー径の拡大、タワー重量の増加に伴う対応可能なクレーンの能力及び作業性などを再検討した上で、必要面積を 2,778 m²から 18,000 m²に拡大されている。地耐圧については、クレーン作業ヤードで 25t/m²、プレアッセンブリヤード及び積出し岸壁は大型風車のタワーが 4 基設置できる設計となっている。

(イ) 風車部材を搬入する岸壁位置の変更

風車部材を搬入する岸壁の当初計画は、風車部材の搬入する岸壁と SEP 用の岸壁を別に配置していた。しかしながら、大型風車の部材を運搬する船舶の大型化に伴い、水深 9m（岸壁は水深 10m）を確保する浚渫工事が必要となったことから、浚渫面積を最小限にし、整備費用の増額を極力抑えるため、風車部材を搬入する岸壁は、国直轄事業である SEP 用の岸壁との共通バースとされた。

(ウ) 浚渫工事の実施

大型風車の部材を運搬する船舶も大型化することになる。当初の計画では、5,000DWT 級以下の船舶で風車部材が輸送されることを想定しており、既存岸壁の水深 7.5m で対応可能であった。しかし、今後は、10,000DWT 級以上の船舶が主流となると考えられており、既存岸壁の水深 7.5m では入港ができないため、対応可能となる水深 9m（岸壁は水深 10m）を確保する浚渫工事が必要とされた。

③整備費の増減額

- ・国直轄事業による基地港湾整備に伴い、**市が整備する保管ヤードの費用は、26.7 億円から 15.8 億円に減額**となる。
- ・ただし、国直轄事業による整備費の内、45%は市の負担となることから、国直轄事業に対する市の負担金は 22.1 億円（基地港湾：17.7 億円、浚渫：4.4 億円）であり、基地港湾整備に対する**市の支出額は、当初計画の 26.7 億円から 37.9 億円に増額**する。
- ・国及び市が整備する基地港湾は、発電事業者に一体的に長期貸付けを行うことになる。**貸付料は現時点で未定である。**
- ・なお、国直轄事業による国費は 26.9 億円（基地港湾：21.6 億円、浚渫：5.3 億円）である。

表 事業費（設計費＋工事費）の増減額（過去年度の執行額含む）

項目	整備主体		事業費 (設計費＋工事費)		前回からの増減額
			前回	今回	
基地 港湾	国整備	市負担	—	17.7 億円	+17.7 億円
	市整備		26.7 億円	15.8 億円	-10.9 億円
泊地 浚渫	国整備	市負担	—	4.4 億円	+ 4.4 億円
	市整備		—	—	—
全体整備費			26.7 億円	37.9 億円	+11.2 億円

【参考：港湾法（抜粋）】

（直轄事業）

第52条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、**予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。**

（略）

五 前各号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であって**高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事**

2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、**当該港湾の港湾管理者が当該各号に定める割合で負担する。**

（略）

四 国際戦略港湾、**国際拠点港湾**又は重要港湾における**水域施設**、外郭施設、**係留施設**又は臨港交通施設（第一号、前号及び第八号に掲げる施設を除く。） **十分の四・五**

（略）

④整備スケジュールの変更

- ・国直轄事業による基地港湾の一部整備に伴い、基地港湾の供用開始時期は令和4年度内になる予定である。
- ・市の整備範囲である風車部材の保管ヤードは令和2年度、国の整備範囲である岸壁・エプロンは令和4年度内、浚渫は令和5年度に整備が終了する予定。（基地港湾の供用に影響が少ない浚渫箇所を令和5年度に整備する予定）
- ・響灘洋上WFの建設完了時期が当初のスケジュールどおり進んでいくよう、発電事業者であるひびきウインドエナジー社と十分に協議、調整を行っていく。

表 基地港湾・整備スケジュールの変更

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
前回	基地港湾整備	実施設計 → 工事			供用開始	
	響灘洋上WF	海域・風況調査 環境アセスメント調査	準備	準備工	建設	
今回	基地港湾整備	市整備	実施設計 → 工事（保管ヤード整備）		※令和4年度内から 基地港湾の供用開始	
		国整備		設計・工事（ブレイクアップリット整備） 設計・工事（浚渫工事）		
	響灘洋上WF	海域・風況調査 環境アセスメント調査		準備・準備工		

2. 事業費用内訳
(市整備事業)

(単位：百万円)

		総事業費 (計画)	～H29 (決算額)	H30 (決算見込)	R1 (予算額)	R2以降 (計画)
事業費	工事費	1,535	—	—	665	870
	用地・補償費	—	—	—	—	—
	設計費等	50	10	4	16	20
	計	1,585	10	4	681	890
財源内訳	一般財源	181	10	4	78	89
	国庫支出金	—	—	—	—	—
	県支出金	—	—	—	—	—
	地方債	1,404	—	—	603	801
	その他	—	—	—	—	—

(国直轄事業整備・市負担金)

(単位：百万円)

		総事業費 (計画)	～H29 (決算額)	H30 (決算見込)	R1 (予算額)	R2以降 (計画)
事業費	工事費	2,210	—	—	—	2,210
	用地・補償費	—	—	—	—	—
	設計費等	—	—	—	—	—
	計	2,210	—	—	—	2,210
財源内訳	一般財源	221	—	—	—	221
	国庫支出金	—	—	—	—	—
	県支出金	—	—	—	—	—
	地方債	1,989	—	—	—	1,989
	その他	—	—	—	—	—

(合計)

(単位：百万円)

		総事業費 (計画)	～H29 (決算額)	H30 (決算見込)	R1 (予算額)	R2以降 (計画)
事業費	工事費	3,745	—	—	665	3,080
	用地・補償費	—	—	—	—	—
	設計費等	50	10	4	16	20
	計	3,795	10	4	681	3,100
財源内訳	一般財源	402	10	4	78	310
	国庫支出金	—	—	—	—	—
	県支出金	—	—	—	—	—
	地方債	3,393	—	—	603	2,790
	その他	—	—	—	—	—

3. 事業進捗状況

		～H29	H30	R1	R2～R4
計画進捗率	終了予定 R2 年度	0.3%	0.4%	18.3%	100%
実績進捗率	終了予定 R2 年度	0.3%	0.4%	—	—
内訳	工事費	0%	0%	17.5%	98.7%
	用地・補償費 (面積ベース)	—	—	—	—
	調査費等	0.3%	0.4%	0.8%	1.3%

事業進捗状況及び見込み

【計画の位置づけについて】

- ◆元気発進！北九州プラン（基本構想：平成 20 年 12 月策定、基本計画：平成 25 年 12 月変更）
 - ・本事業は、北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州プラン」の中の主要施策であり、「響灘地区への風力発電をはじめとするエネルギー産業の拠点化の推進」として位置づけ。
- ◆北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月策定、平成 31 年 4 月第 3 次改訂）
 - ・「今後の成長が期待される風力発電産業などのエネルギー産業拠点の形成」に位置付け。

【事業の進捗状況と今後の見込み】

- ◆響灘東 D 地区 5 区画の竣工
 - ・基地港湾を整備する響灘東 D 地区 5 区画は、昭和 53 年度から埋立事業が開始され、令和元年 6 月に竣工手続きが完了。令和元年 12 月議会において区域編入手続きが行われた。
- ◆市整備
 - ・令和元年度上半期は基地港湾の実施設計を行い、令和元年度下半期から工事着手する予定である。市整備箇所は、国直轄事業による基地港湾整備を前提として、風車部材の保管ヤード部分から着手する。整備期間は令和元年下半期～令和 2 年度を予定している。
- ◆国直轄整備
 - ・国直轄事業により基地港湾の一部を整備は、令和 2 年度から工事着手となる予定である。整備箇所は岸壁部分となる。整備期間は岸壁・エプロンは令和 2 年度～令和 4 年度内、浚渫は令和 2 年度～令和 5 年度。
 - ・国直轄事業の整備箇所では、タワーの事前組立や各種風車部材の S E P への積出し、各種風車部材の搬入などが行われる。

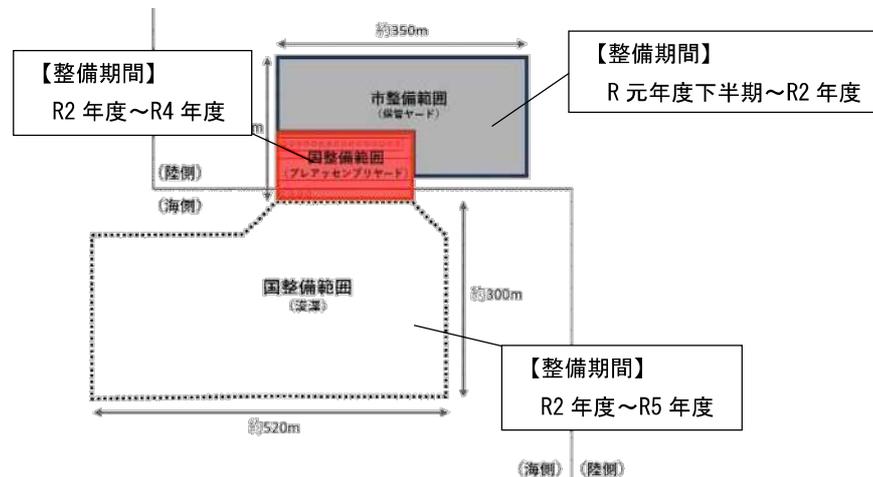


図 基地港湾・各範囲の整備期間

◆基地港湾整備スケジュール（予定）

表 基地港湾整備スケジュール（予定）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市整備	実施設計 → 工事（保管ヤード整備）				
国整備		設計・工事（ブレイクアップヤード整備）			
		設計・工事（浚渫工事）			

4. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

【国内における洋上風力発電の現状】

- ・洋上風力発電は、「海洋基本計画」（平成 30 年 5 月閣議決定）及び「エネルギー基本計画」（平成 30 年 7 月閣議決定）において、導入の拡大を図っていくことが必要である旨位置づけられている。
- ・洋上風力発電施設の導入にあたっては、平成 28 年 7 月に港湾法が改正され、長期にわたり港湾区域内の水域を占有できる者を公募により決定する制度が整えられた。
- ・また、更なる導入促進のため、再エネ海域利用法が平成 30 年 11 月に成立、平成 31 年 4 月に施行され、一般海域においても洋上風力発電施設の導入の手続きが制度化された。
- ・当該法律では、各都道府県からの情報提供に基づき、国が洋上風力発電施設を導入するエリアとして促進区域を指定し、公募手続きを経て事業者が決定される。
- ・令和元年 7 月には、既に一定の準備段階に進んでいる区域として 11 区域が整理されたところであり、この内 4 区域については有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備が進められることになった。本市の基地港湾が対象とする西日本地域においては、11 区域の内、長崎県西海市江島沖、五島市沖の 2 区域が入っている。
- ・なお、国において整理された 11 区域以外にも国内における洋上ウインドファームの計画は多数あり、今後、多くのエリアで洋上ウインドファームの建設が進んでいくと見込まれている。

【国の直轄事業による基地港湾整備】

- ・前述のとおり、これら洋上ウインドファームの受け皿として、国が指定する基地港湾は、国内に数か所が予定されている。そして指定された港湾は例外なく**国が直轄事業により基地港湾の一部を整備することとなる。**
- ・国による基地港湾の指定は、本市にとって「長期間にわたり基地港湾が安定的に利用されること」に加え「整備費用の回収面」においても大きなメリットがある。
- ・したがって、基地港湾の一部（岸壁・エプロン）は、国の直轄事業により整備することとし、市は保管ヤードのみを整備する方向で国と調整を行っている。
- ・なお、保管ヤードについては、国が整備する岸壁・エプロンと一体として発電事業者等に貸付けることになる。

5. 地元住民、受益対象者及び関係機関の意向

- ・地元企業等を会員とする「響灘エネルギー産業拠点化推進期成会」（会員数 232 社）では、基地港湾整備実現に向け、国に対する予算や制度などの要望（平成 29 年度～）を行うなど地元としての要望も強い。

6. 事業の投資効果やその変化

【便益の考え方】

- ・基地港湾は、国が直轄事業により整備する岸壁・エプロンと市が整備する保管ヤードを一体として活用されることになる。よって、費用対効果の算出に当たっては、国直轄事業及び市整備事業の総事業費を基に算出することとした。
- ・費用便益は、国土交通省「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」による考え方に準拠し、同省港湾局が示している「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」の物流ターミナル整備プロジェクトの例を参考として算出した。
- ・本事業においては、With 時を若松区響町に整備する基地港湾（プレアッセンブリ作業あり）、Without 時は戸畑区戸畑 5 号岸壁（プレアッセンブリ作業なし）を利用することとした。
- ・利用者便益は、洋上 WF を設置する際に利用される SEP 備船による海上輸送コストの削減額を対象とした。
- ・対象とした洋上 WF は、本市の響灘沖及び再エネ海域利用法の促進区域として既に一定の準備段階に進んでいる区域とされた長崎県西海市江島沖の 2 つの WF を対象とした。
- ・なお、各洋上 WF に設置される風車機種は 9.5MW 級とし、設置基数については、響灘洋上 WF 25 基、江島沖洋上 WF 25 基である。（国がヒアリングにより把握したもの。）

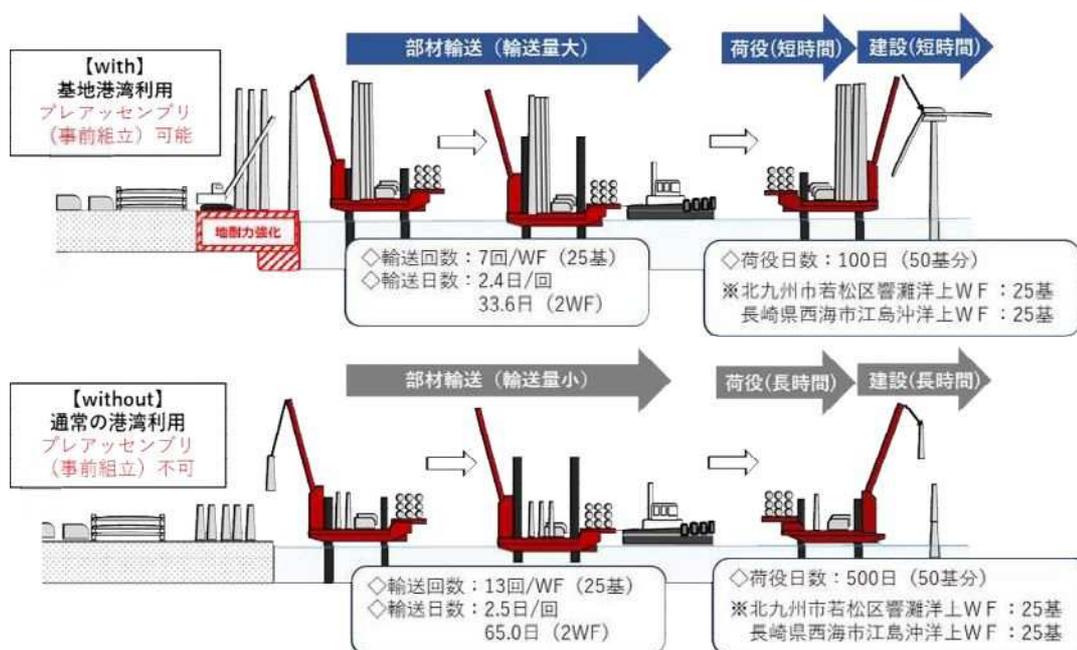


図 便益算定の根拠概要図

■ 便益の算出

① 部材輸送

	積込 基数	部材輸送			荷役・建設		海上輸送 コスト
		輸送回数 (50基/2WF)	輸送日数 (1往復)	輸送日数 (合計)	1基あたり 作業日数	作業日数 (合計)	
With	4基	14回	2.4日/回	33.6日	2日	100日	48.1億円
Without	2基	26回	2.5日/回	65.0日	10日	500日	203.4億円
洋上作業期間短縮便益							155.3億円

※ SEP備船料：3,600万円/日

① 費用便益分析の値 (B/C)

・ B/C = 130.0億円/57.4億円 = 2.3

② 便益項目、費用項目

◆ 便益項目

	割引前	割引後
利用者のコスト削減効果	155.3億円	130億円

◆ 費用項目

※ 税抜き額

	割引前	割引後
工事費	59.0億円	54.4億円
維持管理費	5.8億円	3.0億円
合計	64.8億円	57.4億円

③ 感度分析結果

・ 需要 (±10%) : 2.0~2.5 建設費 (±10%) : 2.1~2.5 建設期間 (±10%) : 2.3

7. コスト縮減又は代替案の可能性

【コスト縮減】

- ・ 大型風車への対応により、基地港湾整備の全体事業費は増加するが、発電事業者や風車メーカー、海洋土木事業者等と綿密に協議を重ね、合理的な規模・スペックとなるよう調整し、また地盤改良についても経済性など各種工法を比較検討した上で、整備費用を算出した。
- ※ 今後の実施段階で、引き続き、工期短縮やコスト縮減に努める。

【代替案の可能性】

- ・ 国内において重厚長大な風車部材を取り扱える基地港湾は現時点で存在しておらず、また、西日本地域においては本市以外に基地港湾の整備計画がなく、既存の港も使えないことから代替案はない。

8. 見直し（縮小・休止・廃止・事業期間の延長等）した場合の影響

【基地港湾の必要性について】

- ・本市では、平成 22 年度から「グリーンエネルギーポートひびき」事業に取り組んでいる。この事業は、響灘地区が有するポテンシャル活かし、風力発電産業を主たるターゲットとして、あらゆる機能を集積させた「風力発電関連産業の総合拠点」の形成を目指すものである。
- ・本市が、響灘地区を中心に関連産業の集積を進めることで、新たに幅広く仕事生まれるなど、市内経済に大きく寄与することができると見込んでいる。
- ・洋上風力発電の建設に必要な基地港湾は、重厚長大な風車部材の荷役や保管、タワーの事前組立、特殊作業船への積出作業などの一連の作業を行うために必須となる港湾施設である。
- ・本市は、この基地港湾を「風力発電関連産業の総合拠点」の核とし、響灘洋上ウインドファームのみならず、国内他地域の洋上ウインドファームも取り込むことで、関連産業の集積ひいては本市経済の活性化を図っていく。

【縮小について】

- ・現在の基地港湾の計画は、発電事業者や風車メーカー、海洋土木事業者等と綿密に協議を重ね、合理的な規模・スペックとなるよう検討を行っており、規模の縮小等は困難である。

【休止・廃止について】

- ・代替の可能性がないことから、休止・廃止はできない。

【事業期間の延長について】

- ・国の直轄事業による基地港湾の一部整備のため、基地港湾の供用開始時期は、当初の令和 3 年度下半期から令和 5 年度中と遅れる予定である。
- ・響灘洋上 WF の建設完了時期に影響が生じないよう、また国内の他地域における洋上ウインドファームにおいても、本市基地港湾が確実に利用されるよう、整備スケジュールについて国と十分に調整を図っていく。

9. 事業担当部局の考え方

- ・本事業は、本市が我が国のトップランナーとして、国の環境整備以前（平成 22 年～）から鋭意進めてきた事業であり、響灘地区の「風力発電関連産業の総合拠点の形成」を目指しているものである。
- ・総合拠点は、具体的に①風車部品の輸移出入拠点、②洋上風車の積出拠点、③洋上風車の O & M（オペレーション&メンテナンス）拠点、④風力関連産業拠点の 4 つの機能を備えたものであり、風車部材を取り扱える基地港湾は、これら総合拠点化の核となるインフラと考えている。
- ・基地港湾は、響灘洋上ウインドファームのみならず、国内の他地域の洋上ウインドファーム建設にも寄与し、また関連産業の集積を図る上で欠かすことができない施設である。
- ・そのため、基地港湾整備は今後も必要であることから、保管ヤードの整備は、継続して市が実施する。
- ・また、急速に大型化が進む洋上風力市場を踏まえると、基地港湾のスペックの増強および整備費用の拡大が不可避となることや、「国が指定する基地港湾」というオーソライズによるメリットを享受できることから、国直轄事業による基地港湾整備に伴う市の負担金の支出は妥当であると考えている。